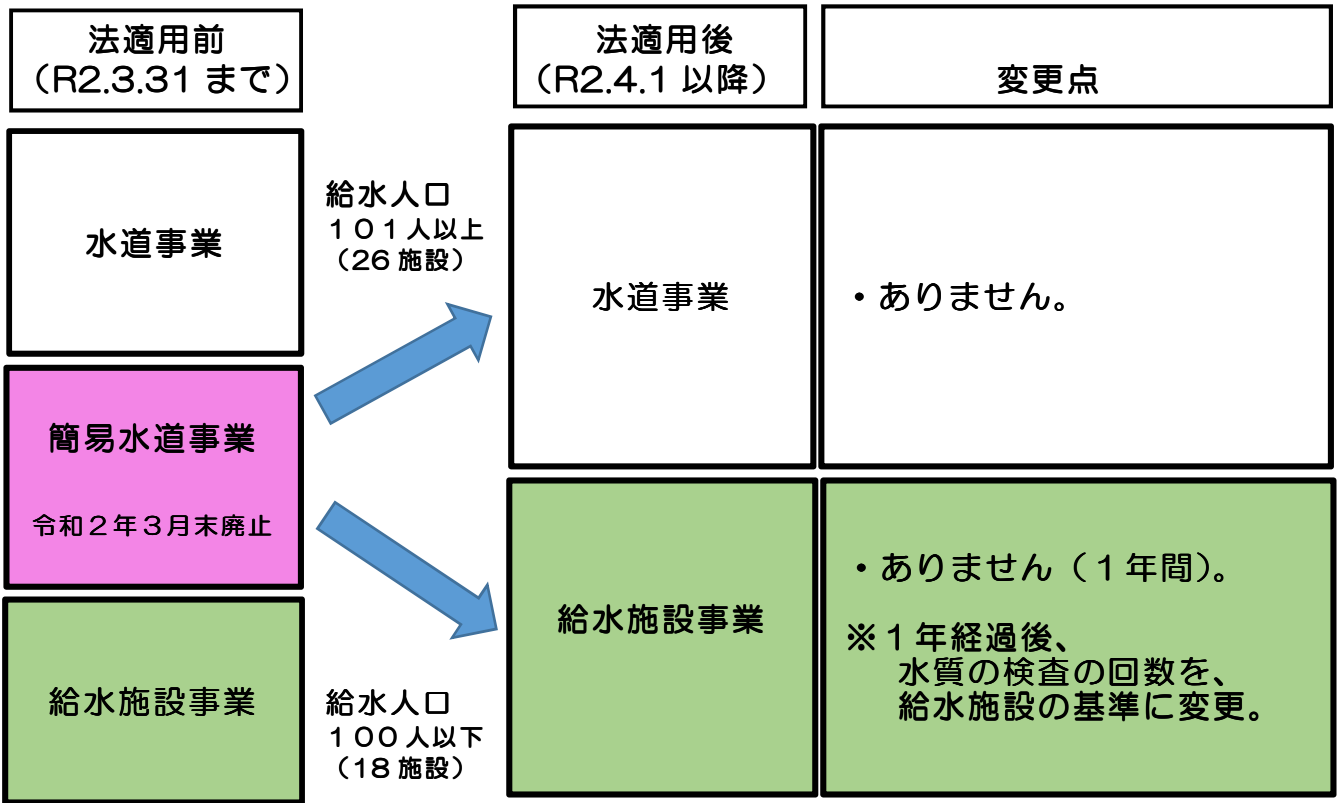


簡易水道事業について

平成31年3月31日時点における簡易水道施設の規模に応じて、次のとおり水道事業への統合及び給水施設事業への移行を行いました。

- ① 給水人口101人以上の施設 水道事業への統合（水道事業会計・法適用）
- ② 給水人口100人以下の施設 給水施設事業への移行（給水施設事業特別会計・法非適用）



水道事業に統合となった施設（給水人口101人以上、26施設）

- 旧日田市管内 : 北友田、石松、関、杷木山、川崎、元宮、祝原、日の本、北部、山田、緑町
- 前津江振興局管内 : 大野本村、赤石
- 中津江振興局管内 : 栃野
- 上津江振興局管内 : 都留・川原、小平・小川原、雉谷
- 大山振興局管内 : 中央、鎌手・小五馬
- 天瀬振興局管内 : 天ヶ瀬、高塚、女子畑、中川、五馬本村、近原・見折谷、合田

給水施設事業に移行となった施設（給水人口100人以下、18施設）

- 旧日田市管内 : 尾当、串川町2、荒平、八幡、殿町
- 前津江振興局管内 : 出野・星払、浦方、下方
- 中津江振興局管内 : 鯛生、市ノ瀬、野田
- 上津江振興局管内 : 葉迫・畑中、浦、笹野、若林・片仁田、白草
- 天瀬振興局管内 : 本城1、尾戸・宮園